

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2958号及び第2959号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の2件の答申を行い、横浜市長が行った非開示決定及び個人情報非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「特定公園の巡回にかかわる文書で、1. 巡回を1日2回→3回に増やしたことに関する、当該指定管理者の報告書類全て。2. 上記1項にかかわる評価・指示等、関係当局が作成した文書全て。3. 上記2項には当該指定管理者との電話連絡日時や打ち合わせ日時等がわかる記録、そしてメモ類も全て含む。」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2958号】

(2) 「審査請求人が横浜市宛てにメールでレポートした、2019年特定月日に発生した特定作業員の約20cmからのガンツケ事件にかかわる文書で、1. 関係当局が作成した文書全て。2. 上記1項には当該指定管理者との電話連絡日時や打ち合わせ日時等がわかる記録、そしてメモ類も全て含む。3. 当該指定管理者からの報告書類全て。」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2959号】

2 諮問までの経過等

| 答申番号 | 開示請求日 | 決定通知日 | 審査請求日 | 諮問日 | 請求者 | 実施機関 |
|------|------------|------------|-----------|-----------|-----|------|
| 2958 | 令和元年11月13日 | 令和元年11月27日 | 令和2年2月27日 | 令和2年3月27日 | 個人 | 市長 |
| 2959 | 令和元年11月13日 | 令和元年11月27日 | 令和2年2月27日 | 令和2年3月27日 | 個人 | 市長 |

3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

| 答申番号 | 対象行政文書 （対象保有個人情報） | 原処分の決定内容・主な理由（概要） | 審査会の結論 |
|------|---|--|--------|
| 2958 | 「特定公園の巡回にかかわる文書で、1. 巡回を1日2回→3回に増やしたことに関する、当該指定管理者の報告書類全て。（以下「文書1」という。）2. 上記1項にかかわる評価・指示等、関係当局が作成した文書全て。3. 上記2項には当該指定管理者との電話連絡日時や打ち合わせ日時等がわかる記 | 非開示 不存在 ・文書1 （文書1に該当する報告文書は提出されておらず、保有していないため。） ・文書2 （文書2に該当する文書は作成しておらず、保有していないため。） | 原処分妥当 |

| 答申番号 | 対象行政文書 (対象保有個人情報) | 原処分の決定内容・主な理由 (概要) | 審査会の結論 |
|------|--|--|--------|
| | 録、そしてメモ類も全て含む。 (2及び3を総称して、以下「文書2」という。文書1及び文書2を総称して、以下「本件審査請求文書」という。) | | |
| 2959 | 「審査請求人が横浜市宛てにメールでレポートした、2019年特定月日に発生した特定作業員の約20cmからのガンツケ事件にかかわる文書で、1. 関係当局が作成した文書全て。2. 上記1項には当該指定管理者との電話連絡日時や打ち合わせ日時等がわかる記録、そしてメモ類も全て含む。(1及び2を総称して、以下「個人情報1」という。) 3. 当該指定管理者からの報告書類全て。(以下「個人情報2」という。個人情報1及び個人情報2を総称して、以下「本件保有個人情報」という。)」 | 個人情報非開示 不存在 ・個人情報1 (個人情報1に該当する文書は作成しておらず、保有していないため。) ・個人情報2 (個人情報2に該当する報告文書は提出されておらず、保有していないため。) | 原処分妥当 |

4 審査会の判断の要旨

| 答申番号 | 判断の要旨 |
|------|---|
| 2958 | <p>《公園の指定管理者制度について》 横浜市では、公園の管理に関する業務について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び横浜市公園条例(昭和33年3月横浜市条例第11号)第28条の2により、指定管理者制度を導入している。指定管理者制度を導入した場合、施設の管理権限を指定管理者に委任し、地方自治体は管理権限を行使しないことが可能であり、特定公園もその方式により管理運営されている。 特定公園の指定管理者は、平成26年4月1日から指定管理者として指定されている。指定期間は、同日から平成31年3月31日まで及び平成31年4月1日から令和5年3月31日までであり、それぞれの指定期間開始前に基本協定書を締結している。 基本協定書では、指定管理者は、各種報告書を作成し、提出しなければならないこととされている。また、公園の維持管理業務については、維持管理基本水準書によることとされている。 各種報告書は、公園を所管する公園緑地事務所に提出することとされており、特定公園を所管するのは、横浜市環境創造局公園緑地部南部公園緑地事務所である。</p> <p>《本件審査請求文書について》 開示請求書の記載内容から、本件審査請求文書は次のように解される。 ア 文書1は、特定公園の巡視を1日2回から3回に増やしたことに係る指定管理者から実施機関宛ての報告文書の全てである。 イ 文書2は、特定公園の巡視を1日2回から3回に増やしたことに係る評価や指示等、実施機関が作成した文書の全てであって、実施機関と指定管理者とのやり取り日時等が分かる記録、メモ等の全てを含むものである。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》 ア 実施機関は、本件審査請求文書は作成も取得もしておらず、保有していないと主張しているため、この点について当審査会が実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> |

| 答申 番号 | 判断の要旨 |
|----------|--|
| 2958 | <p>(ア) 特定公園の維持管理業務については、維持管理基本水準書において規定しており、巡視については1日1回行うことを水準として規定している。そして、1日1回の巡視に係る報告は、適切になされている。指定管理者との日常的な情報交換の中で、特定公園の巡視を1日3回実施することがあることは把握していたが、水準を超える巡視について指定管理者は報告義務を負わないし、市としても報告を求めた事実はない。よって文書1は取得しておらず、保有していない。</p> <p>(イ) また、巡視の回数は規定の水準を満たしており、実施機関として指定管理者に対して指導等する必要はなく、指定管理者と連絡、調整する必要もないため、文書2は作成しておらず、保有していない。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) まず、文書1について以下検討する。</p> <p>当審査会において、特定公園の維持管理基本水準書を確認したところ、園内の巡視は、年末年始を除き1日1回実施することが規定されていた。</p> <p>また、特定公園に係る基本協定書によれば、指定管理者に提出を求めているのは、実施機関の説明のとおり各種報告書であることが認められ、各種報告書によれば、令和元年度の園内作業実施状況の一覧において、1日1回巡視を実施した旨が報告されていた。そして、1日3回巡視を実施したことに関する文書の存在は確認できなかった。</p> <p>基本協定書の内容と、日常的な施設管理を指定管理者に委ねるとい指定管理者制度の性質を踏まえると、指定管理者が、公園の維持管理業務に係る日々の作業についてその全てを逐一実施機関に報告する義務はなく、規定された水準を超える、いわば任意的な巡視の実施について文書による報告はなされていないとする実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。</p> <p>(イ) 次に、文書2について以下検討する。</p> <p>日常的な施設管理を指定管理者に委ねるとい指定管理者制度の性質を踏まえると、規定された水準を満たしている維持管理業務について、実施機関が指定管理者を評価し、又は指定管理者に指示する必要があるとも、指定管理者と連絡や調整をする必要があるとも認め難い。したがって、メモ等を含めて何らかの文書を作成した事実はないとする実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。</p> <p>(ウ) その他、実施機関が本件審査請求文書を保有していると推認させる特段の事情は認められない。</p> <p>(エ) 以上のことから、実施機関において本件審査請求文書を保有しているとは認められない。</p> <p>ウ 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> |
| 2959 | <p>《公園の指定管理者制度について》</p> <p>※ 答申第2958号と同旨のため省略します。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件本人開示請求書や審査請求書等の記載内容から、本件保有個人情報は次のように解される。</p> <p>ア 個人情報1は、審査請求人が2019年特定月日に発生したと主張する特定公園における特定作業員のガンツケ事件（以下「本件事案」という。）に関連して実施機関が作成した全ての文書であって、実施機関と指定管理者とのやり取りの日時等が分かる記録、メモ等を含む全ての文書のうち、審査請求人がその情報の本人となっている保有個人情報である。</p> <p>イ 個人情報2は、本件事案に係る指定管理者から実施機関宛の全ての報告文書のうち、審査請求人がその情報の本人となっている保有個人情報である。</p> <p>《本件保有個人情報の不存在について》</p> <p>ア 実施機関は、本件保有個人情報は作成も取得もしておらず、保有していないと主張しているため、この点について当審査会が実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> |

| 答申 番号 | 判断の要旨 |
|----------|--|
| 2959 | <p>(ア) 審査請求人からの本件事案に係るメールは確認しているが、弁明書にも記載したとおり、メールに対しては一切対応しておらず、指定管理者との連絡、調整等も行っていない。よって、本件事案に係る文書を作成する必要はなく、現に作成していないため、個人情報1は保有していない。</p> <p>(イ) また、指定管理者からこれまでに提出された各種報告書には個人情報2に該当する情報は確認できなかった。各種報告書は、日常の施設管理に係る出来事の全てが報告されるものではなく、各種報告書以外に、逐一文書での報告を求めることもしていない。本件事案に係る文書の提出を求めたこともない。よって、個人情報2は取得しておらず、保有していない。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) まず、個人情報1について以下検討する。</p> <p>個人情報1は、特定公園の特定作業員に関連した情報であって、特定公園の施設管理に係る情報であると解される。実施機関の説明する審査請求人への対応の経緯や日常的な施設管理を指定管理者に委ねるとい指定管理者制度の性質を踏まえると、施設管理に係る本件事案について、実施機関が何らかの検討や意思決定、指定管理者との連絡、調整等を行う必要があるとは認め難い。したがって、メモ等を含めて何らかの文書を作成した事実はないとする実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。</p> <p>(イ) 次に、個人情報2について以下検討する。</p> <p>特定公園に係る基本協定書によれば、指定管理者に提出を求めているのは、実施機関の説明のとおり各種報告書であることが認められた。また、本件事案が発生したとされる令和元年度の各種報告書には、個人情報2の存在を確認することはできなかった。</p> <p>基本協定書の内容によれば、指定管理者が、施設管理に係る出来事についてその全てを逐一実施機関に報告する義務はなく、本件事案について文書による報告はなされていないとする実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。</p> <p>(ウ) その他、実施機関が本件保有個人情報を保有していると推認させる特段の事情は認められない。</p> <p>(エ) 以上のことから、実施機関において本件保有個人情報を保有しているとは認められない。</p> <p>ウ 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> |

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（開示請求に対する決定等）

第10条 （第1項省略）

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市個人情報の保護に関する条例

（開示しないことができる保有個人情報）

第25条 （第1項省略）

2 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定に

より本人開示請求を拒否するとき、及び本人開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

| | | |
|-----------|-------|------------------|
| お問合せ先 | | |
| 市民局市民情報課長 | 小林 且典 | Tel 045-671-3881 |